

第3期 川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

第3期 川崎町子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託

2. 業務目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）（計画期間令和7年度～令和11年度）」を策定することを目的とする。なお、この第3期計画には「第2期川崎町子どもの未来応援計画」を含むものとし、川崎町に最も適した子ども・子育て支援事業計画等を策定する。

3. 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 見積限度額

業務委託料 金5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（内訳）令和5年度業務分 金2,500,000円以内

令和6年度業務分 金3,000,000円以内

*この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

*委託業務に係る全ての経費を含む。

5. 業務内容

『第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画』と『川崎町子どもの未来応援計画（貧困対策）』を内包した「第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画等」の策定にあたり、次の事項に関する業務を行う。

（1）令和5年度

町民意向調査の企画立案、実施及び分析

ア 調査項目等の設定

町が設定した調査対象に対して、下記の内容を踏まえ、専門的見地により調査項目を作成し、町へ提案すること。調査項目及び調査件数の決定については、町と協議の上設定すること。

また、必要があれば町が行う会議へ出席すること。

① 国から示される最新の子ども・子育て支援事業計画に関する指針や調査項目等

- ② 子どもの未来応援計画策定（子どもの貧困対策計画）に伴う状況調査業務
- ③ 既存計画に関連する計画
- ④ 経年比較が必要な項目や川崎町の状況や特性
- ⑤ 調査件数は、概ね2,150件を上限とする。

調査対象の想定

未就学児童の保護者 600人（町内保育所・幼稚園を通じて配布、回収）

未就園の未就学児童保護者等調査 200人（受注者から発送・回収）

小学生児童の保護者 900人（町内小学校を通じて配布、回収）

中学生2年生の保護者 150人（町内中学校を通じて配布、回収）

小学5年生児童 150人（町内小学校を通じて配布、回収）

中学2年生生徒 150人（町内中学校を通じて配布、回収）

イ 調査票の作成等

受注者は調査票の印刷・製本、配布用・回収用封筒の印刷作成及び封入作業を行い、発送回収も行うこと。その経費も負担すること。

ウ 調査票等の取扱い

調査票、発送封筒、返信封筒の作成については、必ず町と使用調整を行うこと。

エ 子ども・子育て会議の支援

- ① 会議提出資料の作成支援（数値の裏付けデータや他市町村の情報等の収集、町への提供、町の作成する資料への提案）
- ② 会議への出席（2回程度）、必要に応じた説明、会議での意見を踏まえた資料の作成
- ③ 会議録の作成及び各会議の意見の発言要旨をまとめた原稿の作成
- ④ 令和6年度策定予定の「第3期 川崎町子ども・子育て支援事業計画、第2期子どもの未来応援計画」の基礎資料とするために、2回の会議での意見の集約及び検討結果を取りまとめた原稿の作成。

（2）令和6年度

ア 目標量の設定

令和5年度に引き続き、ニーズ調査等から推計した各事業の需要量の見込み、本町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、本町の施策意向、川崎町子ども・子育て会議の協議結果等を勘案し、計画における各種事業の目標量を設定する。

イ 事業計画骨子案の策定

令和5年度の検討結果並びに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画等の状況把握に加え、調査、人口推計及び需要量の推計並びに課題分析や国から示される最新の子ども・子育て支援事業計画に関する指針を踏まえ、計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）を策定すること。

ウ 事業計画案の策定支援

ア、イをもとに、川崎町子ども・子育て会議等において検討した結果を反映し、計画案を作成する。

エ パブリックコメントの実施支援

計画案に関して川崎町が実施する町民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

オ 子ども・子育て会議の支援

- ① 会議前後事務打合せ（5～6回程度）
- ② 会議提出資料の作成支援
- ③ 会議への出席（5回程度）、必要に応じた説明、会議での意見を踏まえた資料の作成
- ④ 会議録の作成及び各会議の意見の発言要旨をまとめた原稿の作成

カ 計画書及び概要版の作成

パブリックコメント及び川崎町子ども・子育て会議の議論を踏まえ、計画書及び概要版を作成する。概要版については、構成（内容の整理、まとめ方）、デザイン（見せ方）等を工夫し、子どもや町民にわかりやすいものとなるよう作成すること。

キ 国、他自治体の動向等の情報提供および対応

国の各種会議の動向等、本計画に関連する情報の収集、提供を随時行う。国等から本計画策定に関連する通知等が示された場合は、その内容を反映した調査項目を設定する等、当該通知などに沿って業務を実施すること。

6. 成果物

（1）令和5年度

ア 調査結果の分析

- ① 全質問の単純集計及びクロス集計・分析を行う。
- ② 意識・意向調査の報告書は、グラフ等を使い見やすさに配慮する。
- ③ 報告書の校正は、都度内容を確認し、複数回行う。
- ④ 意識・意向調査の分析結果から読み取ることのできる、川崎町の子ども・子育てに関する傾向と課題を、受注者の専門的見地より示す。

イ 調査報告書等の作成と印刷

- ① 第3期 川崎町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査及び第2期子どもの未来応援計画に関する状況調査報告書（A4 版1色刷り 表紙、50 部）

- ② 調査データおよび報告書等についてはデータ（CD-ROM）でも提出すること。

また、標準的に印刷所に出稿できるデータ形式及び川崎町公式ホームページ公開用のPDF形式でも作成すること。各設問に係る回答の集計については、エクセル形式での提出も行うこと。

- ③ 納品期限 令和6年3月15日まで
(ただし、調査報告書等の納品は、町と協議の上、決定すること。)

(2) 令和6年度

ア 計画書作成

- ① 計画書 A4版 (150ページ程度 表紙4色 本文4色刷) 200部
② 計画書概要版 A4版 8ページ程度 100部
③ 電子データ
④ 納品期限 令和7年3月14日まで
(ただし、計画書等の納品は、町と協議の上、決定すること。)

7, その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を 第三者に漏らしたり又は、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては川崎町個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) 業務履行の過程において、川崎町または受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うこと。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、川崎町と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) この業務の委託料は、業務委託終了後受託者から請求により支払う。
- (6) 果品の誤りや不備が発見された場合は、委託機関完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) 計画等の成果品は町に帰属し、川崎町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- (8) 選任の担当者をつけ、所持する携帯電話の番号等を川崎町に知らせる等、速やかに連絡が取れるように体制を整え、作成業務のすべての窓口となること。